

羽 村 市 A Z E M S プ ロ ジ ェ ク ト

公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 要 領

平 成 2 6 年 度 - 2 7 年 度

東 京 都 羽 村 市

平 成 2 6 年 1 0 月

1. 目的

本実施要領は、羽村市（以下「本市」という。）が「AZEMS プロジェクト」を実施するにあたり、その基本設計、施工、運用及び保証をトータルして行い得る能力を有する事業者の中から、豊富な経験、実績、信頼性を有する優れた事業者を公募型のプロポーザル方式（以下「プロポーザル」）により募集し、選定及び特定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 名称

AZEMS プロジェクト（AZEMS : All Zero Emission Mobil System）

(2) 履行場所

東京都羽村市役所（東京都羽村市緑ヶ丘 5-2-1）

(3) 基本方針

市庁舎陸屋根部分に太陽光発電設備（以下：PV）を設置して再生可能エネルギー供給源とし、この電力を二次電池に蓄電した上で、市内路線バスである電気バスはむらん用の既設 EV 用急速充電器、一般電気自動車（以下：EV）用の急速充電器及び市庁舎に PV 電力を供給するシステムを構築する。

(4) 再委託の禁止及び制限

本業務の遂行においては、業務の一部または全部を他に再委託してはならない。

ただし、事前に、再委託の内容、再委託先の業務体制が十分であること等について書面により届け出て、羽村市が審査し書面によりこれを承諾した場合はこの限りでない。

(5) 履行期間等

平成 26 年において契約を締結した日から平成 27 年 11 月末日までの間とする。

ただし、平成 26 年度における契約は基本設計部分とし、施工部分は平成 27 年度の契約とする。

なお、平成 27 年度の施工部分は、来年度の国庫補助の交付を見込んでおり、国庫補助の交付の状況によっては、本事業の中止又は次項（6）限度額の事業費の変更があり得るものとする。

詳細は、業務説明書による。

(6) 限度額

95,001,000 円（消費税、地方消費税を含む）

【平成 26 年度基本設計 5,500,000 円（消費税、地方消費税を含む）】

【平成 27 年度施工 89,501,000 円（消費税、地方消費税を含む）】

3. 本事業の特徴及び技術方針

PV と二次電池を用いることで、2 基の EV 用急速充電器に必要とされる 100kVA の最大需要電力の抑制（平準化）を図り、PV の低容量化と再生エネルギーのみで稼動する EV 交通システムを

実現する。

また、二次電池を導入することで不安定な PV 電力を安定化して供給するとともに、余剰する PV 電力を市庁舎に用いて商用電力を抑制（特に最大需要電力の抑制、ピークカット）することを可能とする。

これによって、市庁舎に供給されている商用電力を再生可能エネルギーによる電力に代替することにより、エネルギー起源 CO₂ を削減するとともに、電気バスはむらん及び EV の CO₂ 排出量をゼロ化し、真にゼロエミッションの EV 交通システムを創出する。

なお、商用電力が途絶した場合においても、PV と二次電池を有効に活用して、EV 用急速充電器の稼働、市庁舎への PV 電力供給を確保する。

（１）提案設備

本件の提案範囲は、技術提案を求めるテーマに基づき、物品の調達、施工（必要な設置作業及び電気配線作業を含む。）、調整一切の事項を含むものとする。

詳細は、業務説明書による。

（２）提案設置場所

市庁舎敷地内及び建物とする。

詳細は、業務説明書による。

4. 参加資格要件

（１）技術提案書の提出者

1) 基本的要件

ア) 単体企業

- ① 法人（法人登記されていること）とする。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の一に該当しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人としない者。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。
- ④ 羽村市から現に指名停止を受けていない者。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続していない者。

イ) 事業共同体

事業共同体で申請する場合は、単体企業の要件を全て満たす法人によるものであって、かつ次の要件も満たしているものとする。

- ① 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者が決められており、その代表者が提案書の提出を行うものであって、かつその代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる者であること。
- ② 参加表明書提出後、代表者及び共同体を構成する者（以下「構成員」という。）の

変更がないこと。

- ③ 全ての構成員が、1) 基本的要件に適合する者であること。
- ④ 代表者を除く全ての構成員が、代表者に代表権を委任していること。
- ⑤ 事業共同体において協定が締結されており、協定書（様式自由）には、構成員の役割分担及び活動割合が明確に記載されていること。
- ⑥ 構成員のうちに、単独又は他の事業共同体の構成員として、参加表明書を提出した者がいないこと。

(2) 予定技術者

外国資格を有する技術者（日本国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、本業務の遂行に必要なとする技術部分について、あらかじめ日本国内において認定を受けていなければならないものとする。

(3) 予定管理（主任）技術者

予定管理（主任）技術者については次の1）、2）、3）に示す条件を満たす者とする。

- 1) 本業務の遂行に必要なとする技術及び知識を有する者。
- 2) 公示日現在の手持ち業務（管理技術者、主任技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。）量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知（予定も含む）を受けているが未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者とし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務、特定後未契約のもの及び落札決定通知（予定も含む）を受けているが未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者。

なお、本業務の公示日以降契約締結日まで及び履行期間中は管理（主任）技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で4億円、件数で10件未満となるようにすることとし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理（主任）技術者を、次のア）からウ）までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

- ア) 当該管理（主任）技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。
- イ) 当該管理（主任）技術者と同等の技術者資格を有する者。
- ウ) 手持ち業務量が当該業務の業務説明書又は特記仕様書において設定している予定管理（管理）技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

(4) 予定照査技術者

予定照査技術者については、本業務の遂行に必要なとする技術及び知識を有する者であって、本業務における成果品（システム）の品質を確保するために、その内容を適正に照査できる者であること。

5. プロポーザル参加方法

(1) 参加表明書の作成

- 1) 選定様式第1号から選定様式第6号を10部、電子データ CD-ROM1枚作成するものとし、文字サイズは10ポイント以上、ファイル形式は Microsoft Word2007 形式以下、Microsoft Excel2007 形式以下、又は Adobe Reader PDF 形式とする。
- 2) 複数の書類は1部ごとにまとめ、電子データは全てを一つのファイルにまとめて契約書等の押印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付けるものとし、極力容量の低減に努めること。
持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出するものとする。
- 3) 参加表明書（様式第1号）の書類には必ず押印するものとするが、書類の電子データには押印はなくともよい。
- 4) 印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。

(2) 参加表明書の添付資料

- 1) 同種又は類似の業務の実績として記載した業務は、その業務を担当した事及び業務内容が同種・類似にあたることを証する契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。
- 2) 保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。
- 3) 業務実績として、同種又は類似業務の成果をマネジメントした実務経験を業務実績とする場合、成果をマネジメントした事及び成果が同種・類似にあたることを証する契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。
- 4) 過去5年間に完了した業務のうち、事業共同体での業務実績がある場合は、その業務を証する契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。（照査技術者として従事した業務を除く。）
- 5) 優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰の実績がある場合は、表彰状等の写しを添付すること。
- 6) 商業・法人登記簿謄本1部を添付すること。
- 7) 暴力団排除に関する誓約書1部を添付すること。
- 8) 会社概要（所在地、業務内容、資本金、社員数等がわかるもの）1部を添付すること。
- 9) 直近事業年度における貸借対照表1部を添付すること。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- 1) 参加表明書の提出期限及び提出場所は、次のとおりとする。
 - ア) 提出期限は、業務説明書による。
 - イ) 提出場所は、羽村市役所西庁舎2階6番窓口、産業環境部環境保全課とする。
 - ウ) 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）とし、郵送にあつては提出期限の日までに必着のこと。

(4) 選定及び非選定について

- 1) 参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者と

して選定する。

2) 選定数は業務説明書によるものとし、これに満たない場合には全者を選定する。

3) 技術提案書の提出者として選定したものは、公示するものとし、選定通知書兼技術提案要請書（選定様式第8号）を郵送及びその写しを指定の電子メールアドレスへ電送して通知する。

また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を郵送により通知する。

4) 上記3)の非選定の旨の結果通知（選定様式第9号）を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面、FAX又は電子メールにて非選定理由について説明を求めることができる。

5) 上記4)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含む。）以内に電子メールにより行う。ただし、書面により提出されたものに対しては、書面により行う。

6) 非選定理由の説明請求の受付及び受付時間は次のとおりとする。

ア) 受付は、羽村市役所西庁舎2階6番窓口、産業環境部環境保全課とする。

イ) 受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

ウ) 郵送は、書留郵便等の配達記録が残るものに限るものとし、期限の日までに必着のこと。

6. 技術提案について

(1) 基本事項

1) 技術提案書の無効

プロポーザルは、調査、検討及び業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要領において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合がある。

2) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は業務説明書を想定している。

3) 実施方針、実施フロー、工程計画その他

本業務に関する実施方針、実施フロー、工程計画その他事項の記載にあたっては、A4判1枚（両面）以内で簡潔に記載すること。

工程計画は、業務説明書の予定履行期間内で記載すること。

4) 特定テーマ

業務説明書において示している、技術提案を求める特定テーマに対して、取り組み方法を記載すること。

その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真、本件のために作成した簡易なイメージ用のCGを用いることを可とするが、個人名及び詳細図面等を用いてはならない。

5) 参考見積

業務規模を確認するため、参考見積書（特定様式第1号）を添付すること。

(2) 技術提案書の作成

特定様式第1号から第7号を基に作成を行うものとし、作成方法は3.(1)参加表明書の作成に準じるものとする。

(3) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

1) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法については、別に通知及び公示する。

ア) 提出期限は、業務説明書による。

イ) 提出場所は、羽村市役所西庁舎2階6番窓口、産業環境部環境保全課とする。

ウ) 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）とし、郵送にあつては提出期限の日までに必着のこと。

(4) 既存資料の閲覧等

既存資料の閲覧の有無、閲覧資料及び現場確認については、業務説明書によるものとする。

(5) ヒアリングについて

業務説明書による。

(6) 特定・非特定通知

1) 技術提案書を提出した者の中から、評価合計点が最上位であるものを1者特定する。

2) 技術提案書を特定したものには、特定結果通知書により通知する。

3) 技術提案書が次点以下の者については、特定結果による契約が満了するまでの間は補欠とし、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を特定結果通知書により通知する。なお、補欠辞退届により補欠を辞退することができるものとする。

4) 評価の合計点が最上位である者が2者以上あるときは、該当者のうち下記の順で各項目の評価点が最も高い1者を特定する。

ア) 特定テーマに関する技術提案

イ) 実施方針、実施フロー、工程計画及び業務実施体制

ウ) 予定管理（主任）技術者の専門技術力（業務成績）

5) 非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）

以内に、書面、FAX又は電子メールにて非特定理由について説明を求めることができる。

6) 上記5)の回答は、受理後速やかに電子メールにて行う。ただし、書面により提出されたものに対しては、書面により行う。

7) 非特定理由の説明請求の受付及び受付時間は次のとおりとする。

ア) 受付は、羽村市役所西庁舎2階6番窓口、産業環境部環境保全課とする。

イ) 受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

ウ) 郵送は、書留郵便等の配達記録が残るものに限るものとし、期限の日までに必着のこと。

7. 同種又は類似業務について

- (1) 対象とする年度は業務説明書による。
- (2) 対象とする同種又は類似業務の範囲は業務説明書による。
- (3) 対象とする同種又は類似業務の受注範囲は次の範囲とするが、再委託による業務は実績として認めない。
 - 1) 国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人(注4)、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)、その他民間企業(注6)

(注1)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術大学院大学学園、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第3条に示す独立行政法人を含む)に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいうものとし、国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等も含む。

(注2)「地方公共団体」とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(特別区、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。

(注3)「地方公社」とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

(注4)「公益法人」とは、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)。

(注5)「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

(注6)「その他民間企業」とは、会社法(平成17年法第86号)によって成立している民間資本の企業であって、おおむね常時使用する従業員の数が5人以上の事業者をいう。

8. 技術提案書を特定するための基準 業務説明書による。

9. 本要領及び業務説明書の内容についての質問の受付及び回答

質問は特定様式第12号を用いて作成し、窓口、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。

受付けた質問の回答は、電子メールにより全ての選定者へ通知する。

10. 支払条件

業務説明書による。

11. その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 同種又は類似業務の実績については、日本国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する者にあつては、日本国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

(3) 提出期限までに参加表明書を提出しない者および技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。

(4) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(5) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。

- 1) 参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
- 2) 参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
- 3) 他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
- 4) 白紙である場合
- 5) 業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
- 6) 発注者名に誤りがある場合
- 7) 業務名称に誤りがある場合
- 8) 提出者名に誤りがある場合
- 9) その他未提出又は不備がある場合

(6) 提出された参加表明書は返却しないものとし、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。(ただし法令に定めのある場合を除く。)

(7) 特定されなかった技術提案書は、原本還付の表示があるときは、技術提案書を返却する。

なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとし、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(8) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書の資料の差し替え及び再提出は認めない。

また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できないものとするが、病休、死亡又は退職等のやむをえないと市長が認める場合には、同等以上の技術者であると市長が認める者をもって代えることができる。

(9) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(10) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映する。

(11) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

(12) 参加希望者からの書類の送達を受けた場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を発行するので必ず、送達確認を行うこと。

この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。

- 1) 参加表明書受理証
- 2) 参加表明書受付票（電子メールによる連絡）
- 3) 選定通知書兼技術提案要請書
- 4) 結果通知書
- 5) 選定結果通知発行票（電子メールによる連絡）
- 6) 技術提案書受理証
- 7) 技術提案書受付票（電子メールによる連絡）
- 8) 特定結果通知書
- 9) 特定結果通知発行票（電子メールによる連絡）
- 10) 辞退届受付票（電子メールによる連絡）
- 11) 保留通知書
- 12) 日時変更通知書
- 13) 取止め通知書

12. 問合せ先

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1

羽村市産業環境部環境保全課 担当：横山拓史

TEL：042-555-1111 内線 225

FAX：042-554-2921

電子メール：s205000@city.hamura.tokyo.jp

参加表明書

名 称

履行期限

標記業務の参加表明書を提出します。

平成 年 月 日

東京都羽村市長 殿

提出者) 住 所

電話番号

F A X

商号又は名称

代 表 者

役職名

氏 名

印

作成者) 担当部署

氏 名

F A X

E-mail

参加希望者

代表者	代表事務所の所在地

番号	会社名	営業拠点等の所在地

※営業拠点の所在地、技術者の所在を証するものを添付のこと。

参加希望者の同種又は類似業務の実績

業務分類	
業務名称	
契約金額	
履行期間	
発注機関 名称 住所 電話番号	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務、又は類似業務を記載のこと。

※業務の概要については具体的に記述のこと。

※図面、写真等を引用する場合を含め、本書を除き、1業務につきA4判2枚以内に記載のこと。

予定管理技術者の経歴等

氏名（フリガナ）		
生年月日		
所属・役職		
保有資格 （資格名、登録番号、取得年月日）		
手持業務の状況 ※公示日現在 ※契約金額 500 万円以上のもの	業務名	
	職務上の立場	
	発注機関	
	履行期間	
	契約金額	
	契約金額合計	
	表彰実績 ※過去5年間	表彰年度
業務名		
発注者		
表彰者		

※表彰があった場合、その写しを提出のこと。

※手持業務の状況、表彰実績において記載欄が不足するときは、別紙添付可とする。

予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

業務分類	
業務名称	
契約金額	
履行期間	
発注機関 名称 住所 電話番号	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務、又は類似業務を記載のこと。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載のこと。

※図面、写真等を引用する場合を含め、本書を除き、1業務につきA4判2枚以内に記載のこと。

業務実施体制

分担業務の内容	備 考

※単独、事業共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載のこと。

なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載のこと。

※事業共同体により業務を実施する場合は、備考欄に事業共同体の構成員である旨を記述するとともに、法人名等を記述のこと。また、代表者はその旨を記述のこと。

※当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載のこと。

平成 年 月 日

東京都羽村市長 殿

住 所

法人名

印

代表名

暴力団排除に関する誓約書

当社（法人である場合は当法人）は、羽村市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）に基づく羽村市の措置及び指示を遵守するとともに、下記のいずれにも該当しておらず、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、本誓約書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

以上

商号又は名称

代表者職氏名 様

東京都羽村市長 並木 心

選定通知書兼技術提案要請書

貴社から提出のあった次の参加表明の件について、貴社を技術提案者として選定したので通知します。

なお、下記の日時までに、技術提案書を提出してくださるよう、お願いします。

事業名称

技術提案書提出期限

平成 年 月 日（ 曜日） 午後5時

プレゼンテーション・ヒアリング

日時 平成 年 月 日（ 曜日） 時 分から

場所 羽村市役所

連絡先 担当者の表示

羽村市産業環境部環境保全課 横山拓史

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1

電話 042-555-1111 内線 225

FAX 042-554-2921

s 205000@city.hamura.tokyo.jp

商号又は名称

代表者職氏名

様

東京都羽村市長 並木 心

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の参加表明の件について、下記のと通りの結果となりましたので通知します。

事業名称

結 果

非 選 定 誠に残念ながら選定するに至りませんでした。

理 由

連絡先 担当者の表示

羽村市産業環境部環境保全課 横山拓史

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1

電話 042-555-1111 内線 225

FAX 042-554-2921

s 205000@city.hamura.tokyo.jp

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

様

東京都羽村市産業環境部環境保全課長（公印省略）

参加表明書受理証

貴社から提出のあった次の参加表明の件について、受理しました。

事業名称

収受印

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

様

東京都羽村市産業環境部環境保全課

参加表明書受付票

貴社から提出のあった次の参加表明の件について、受付しました。

事業名称

受付日時 平成 年 月 日 時 分

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

様

東京都羽村市産業環境部環境保全課

選定結果通知発行票

貴社から提出のあった次の参加表明の件について、評価委員会において評価し、その結果を通知書にて発行しました。

事業名称

発行日 平成 年 月 日

選定結果 選定 非選定

技 術 提 案 書

名 称

履行期限

標記業務の技術提案書を提出します。

平成 年 月 日

東京都羽村市長 殿

提出者) 住 所

電話番号

F A X

商号又は名称

代 表 者

役職名

氏 名

印

作成者) 担当部署

氏 名

F A X

E-mail

予定管理技術者の経歴等

氏名（フリガナ）		
生年月日		
所属・役職		
保有資格 （資格名、登録番号、取得年月日）		
手持業務の状況 ※公示日現在 ※契約金額 500 万円以上のもの	業務名	
	職務上の立場	
	発注機関	
	履行期間	
	契約金額	
	契約金額合計	
	表彰実績 ※過去5年間	表彰年度
業務名		
発注者		
表彰者		

※表彰があった場合、その写しを提出のこと。

※手持業務の状況、表彰実績において記載欄が不足するときは、別紙添付可とする。

予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

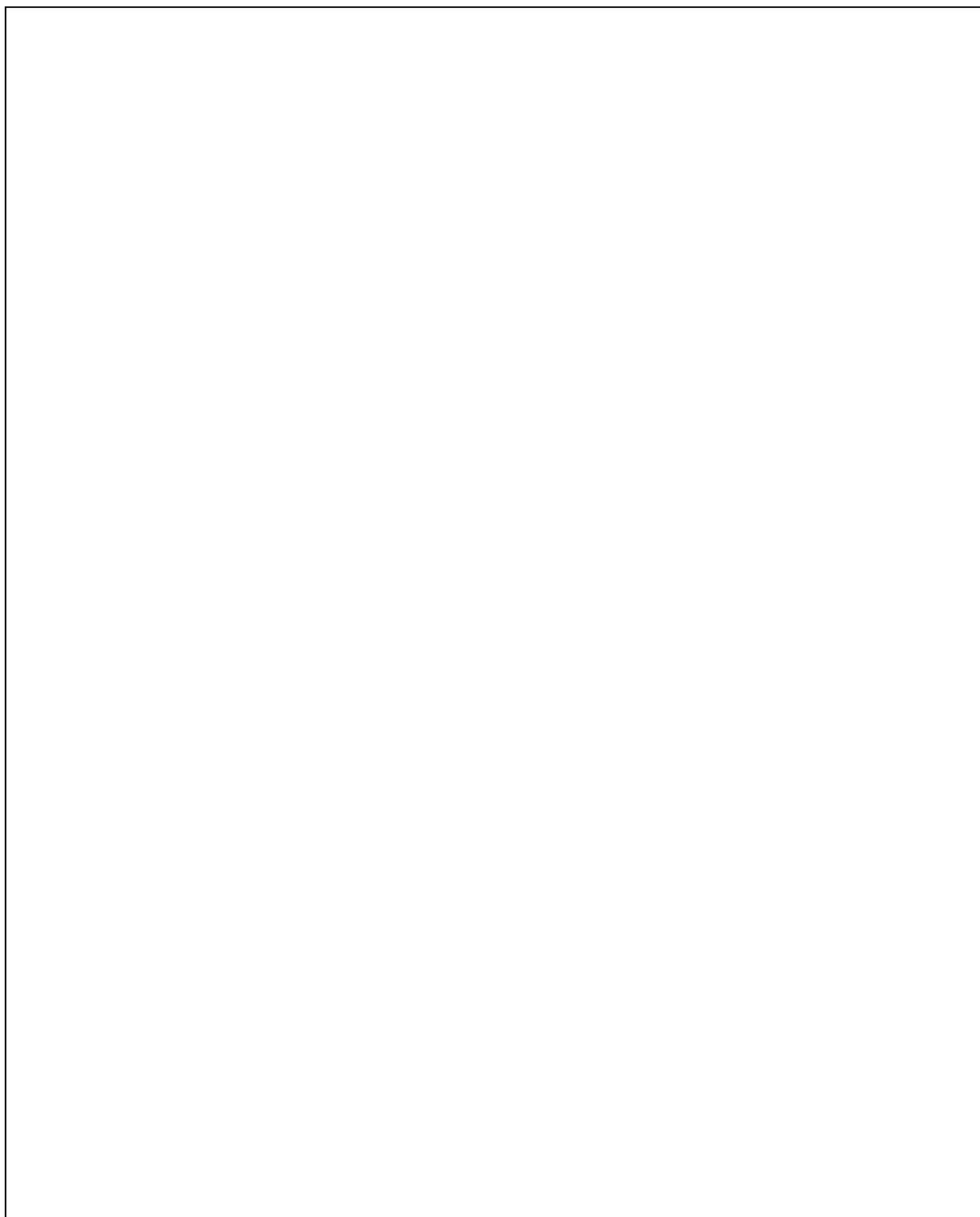
業務分類	
業務名称	
契約金額	
履行期間	
発注機関 名称 住所 電話番号	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務、又は類似業務を記載のこと。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載のこと。

※図面、写真等を引用する場合を含め、本書を除き、1業務につきA4判2枚以内に記載のこと。

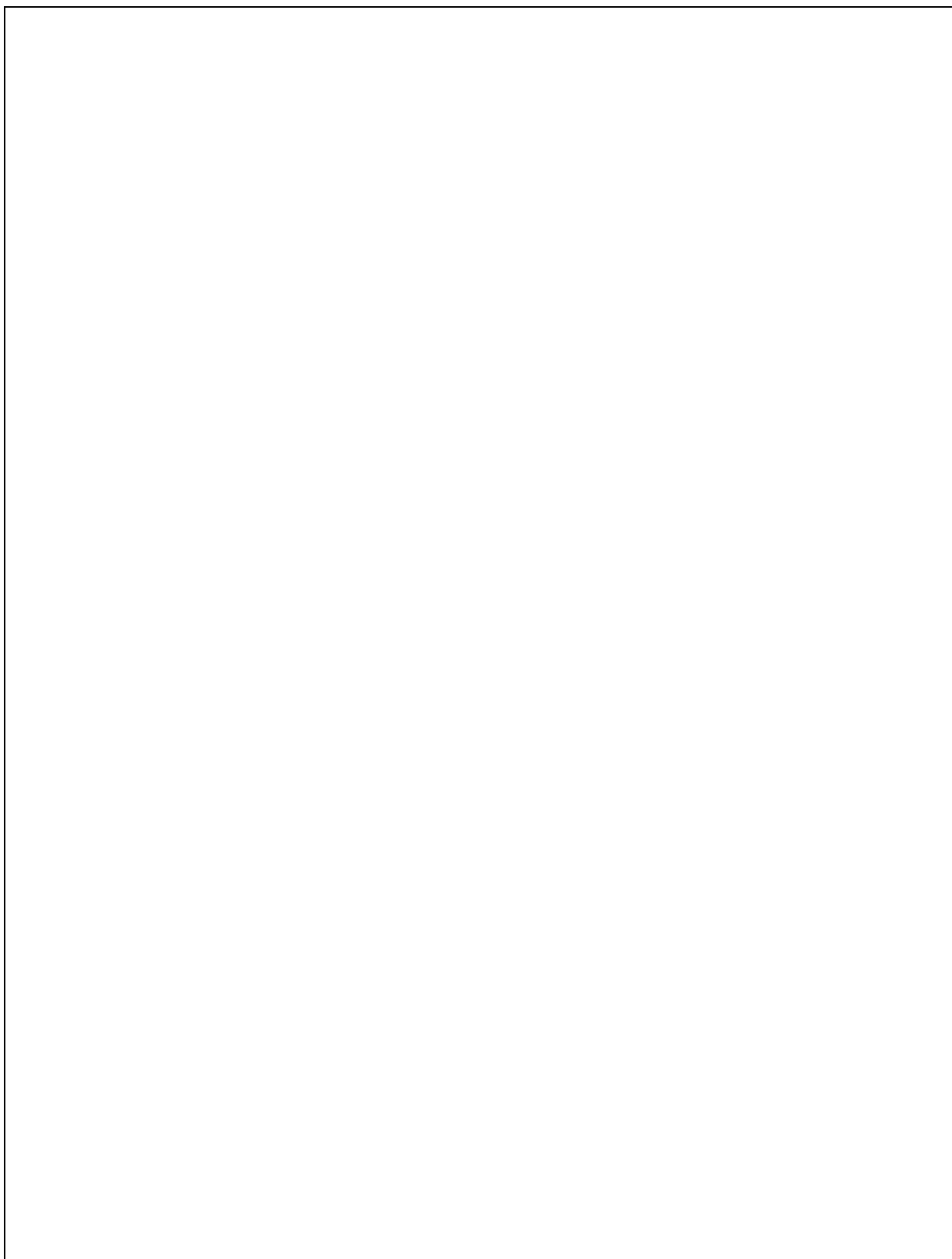
業務実施方針（実施方針、実施フロー、行程計画、その他）



※イラスト、簡易なCG、現場写真等によるイメージ図を用いることを可とするが、設計（調査・検討・施工）内容が詳細とならないように記載のこと。

※A4判1枚（両面）以内とする。

業務実施体制



※A4判1枚（両面）以内とする。

特定テーマ1

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for the user to write their response to the specified theme.

※A4判1枚（両面）以内とする。

特定テーマ2

A large empty rectangular box with a thin black border, intended for the user to write their response to the specified theme.

※A4判1枚（両面）以内とする。

参 考 見 積 書

東京都羽村市長 殿

所在地

名 称

印

事業名称

履行場所 羽村市役所

見積金額 ￥

(設計施工経費とし、消費税及び地方消費税を含む。税率 8%)

No		見積項目	数量	単価 (円)	金額 (円)
10	設計費及び 監理費	直接人件費	1 式		
11		直接経費	1 式		
12		一般管理費等	1 式		
20	設備費				
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
30	純工事費 直接工事費 付帯工事費				
31					
32					
33					
34					
35		試験・調整費	1 式		
36	共通仮設費		1 式		
40	現場管理費		1 式		
50	一般管理費等		1 式		
60	維持管理 (ランニング) 費用		1 式		
61	維持管理 (ランニング) 費用		1 式		
設計施工経費合計 (税抜)					
累計経費合計 (税抜)					

商号又は名称

代表者職氏名

様

東京都羽村市長 並木 心

特定結果通知書

貴社から提出のあった技術提案書について、評価委員会において評価したところ、下記のとおり結果となりましたので通知します。

事業名称

評価結果

最高位 次順位 位

評価点数 点

備考

貴社は最高位技術提案者でありましたので、契約の締結をお願いします。

(貴社は 位でありました。先順位の技術提案者が辞退した場合には優先交渉権を取得することができます。なお、補欠を辞退することができます。)

(理由： のため)

連絡先 担当者の表示

羽村市産業環境部環境保全課 横山拓史

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1

電話 042-555-1111 内線 225

FAX 042-554-2921

s 205000@city.hamura.tokyo.jp

特定様式第9号

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

様

東京都羽村市産業環境部環境保全課長（公印省略）

技術提案書受理証

貴社から提出のあった次の技術提案書の件について、受理しました。

事業名称

収受印

特定様式第10号

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

様

東京都羽村市産業環境部環境保全課

技術提案書受付票

貴社から提出のあった次の参加表明の件について、受付しました。

事業名称

受付日時 平成 年 月 日 時 分

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

様

東京都羽村市産業環境部環境保全課

特定結果通知発行票

貴社から提出のあった次の技術提案の件について、評価委員会において評価し、その結果を通知書にて発行しました。

事業名称

発行日 平成 年 月 日

特定結果 最高位 次順位 位

辞 退 届

名 称

履行期限

標記業務について辞退するので届出します。

平成 年 月 日

東京都羽村市長 殿

提出者) 住 所
電話番号
F A X
商号又は名称
代 表 者
役職名
氏 名

印

作成者) 担当部署
氏 名
F A X
E-mail

特定様式第13号

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

東京都羽村市産業環境部環境保全課

技 術 提 案 書 受 付 票

貴社から提出のあった次の参加表明の件について、受付しました。

事業名称

受付日時 平成 年 月 日 時 分

特定様式第14号

羽産環発第 号

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

東京都羽村市長 並木 心

保 留 通 知 書

貴社から提出のあった技術提案書について、下記のとおり保留となりましたので通知します。

事業名称

理 由



特定様式第15号

羽産環発第 号

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

東京都羽村市長 並木 心

無 効 通 知 書

下記の理由により、貴社からの提案は無効となりましたので通知します。

事業名称

理 由

特定様式第16号

羽産環発第 号

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

東京都羽村市長 並木 心

日時変更通知書

下記のとおり日時を変更しますので通知します。

事業名称

変更内容

理 由



特定様式第17号

羽産環発第 号

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

東京都羽村市長 並木 心

取止め通知書

下記の理由により、本業務は取止めとなりましたので通知します。

事業名称

理 由

平成 年 月 日

東京都羽村市長 殿

提出者) 住 所
電 話 番 号
F A X
商号又は名称
代 表 者
役職名
氏 名

作成者) 担 当 部 署
氏 名
F A X
E-mail

質 問 書

名 称

履行期限

標記業務について、次のとおり質問します。

質 問 表 題

業務説明書項数

図面等の番号等

質 問 内 容

(備考)

1. 用紙はA4版としてください。
2. 質問事項ごとに番号を付けてください。
3. 質問する内容が記載されている入札説明書、図面等のページ番号、条項番号等を記載してください。